

「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正について

令和 4 年 3 月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

国土交通省は、本邦航空運送事業者から航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 104 条第 1 項に基づく航空機の運航に関する事項について定めた運航規程の認可申請があった場合、「運航規程審査要領細則」（平成 12 年 1 月 28 日空航第 78 号）により運航規程を審査している。当該審査要領細則では、危険物の取扱いに係る業務についても審査することとされており、「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」（平成 27 年国空航第 4 号）に必要な審査事項等が定められている。

今般、危険物の取扱いに係る業務の要件（受託、保管、搭載、検査、情報提供、報告、記録保存等）について、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針（以下「ICAOTI」という。）に規定される要件との整合性の観点から、要件の明確化を図るため、「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 用語の定義の追加（別添 2. 関連）
- (2) 一部の危険物を除き、危険物が含まれるコンテナ又は ULD を受託してはならない規定の追加（別添 3. (2) 1) 関連）
- (3) 危険物輸送時に携行が必要な書類について、輸送中地上側で写しを保管しなければならない規定の追加（別添 3. (2) 1) 関連）
- (4) 危険物は表示及びラベルに従い取扱い、固縛等の要件に従い積載しなければならない規定の追加（別添 3. (2) 4) 関連）
- (5) 積載時に汚損等のラベルの不具合を発見した場合、適切なラベルの貼り替えを行う規定の追加（別添 3. (2) 4) 関連）
- (6) 個別の危険物に適用される積載要件について、ICAOTI の基準に従い積載しなければならない規定の追加（別添 3. (2) 4) 関連）
- (7) 出発前に機長へ通知される情報について、同じ情報を運航管理者等へ通知しなければならない規定の追加（別添 3. (2) 5) 関連）
- (8) 機長へ通知する情報に、航空機積載前に危険物の漏えい等がないことの確認を追加（別添 3. (2) 5) 関連）
- (9) 病毒を移しやすい物質を輸送する際の取扱いに係る規定の追加（別添 3. (2) 8) 関連）
- (10) 放射性輸送物が引き渡し不可となった場合の報告に関する規定の追加（別添 3. (2) 8) 関連）
- (11) その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和４年４月１日

施 行：令和４年４月１日（令和４年９月３０日までの経過措置を設ける。）